

第1章 「健康いせはら 21(第 4 期)計画」策定の趣旨

▼第1章 「健康いせはら21（第4期）計画」策定の趣旨▼

1 計画策定の趣旨

我が国は世界でも高い水準で高齢化が進行しており、今後もますます進むと予測されています。伊勢原市の高齢化率も年々高まっており、平均寿命が延びる一方で、ライフスタイルの変化等により、がんや脳血管疾患、心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病が増加している中で、生活習慣病等の発症を予防する「一次予防」や、疾病の早期発見、早期治療につなげる「二次予防」により、健康で自立して生活することができる期間を延伸することが重要になっています。

このため、生涯にわたり誰もが元気で生きがいをもって生活できるよう、健康づくりへの取組がいっそう求められています。

国は、令和6年に「健康日本21（第3次）」を策定し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための取組を推進することとしています。

また、神奈川県は、令和6年度からの取組を示した「かながわ健康プラン21（第3次）」を策定し、食生活をはじめとした健康に関する目標を設定して社会全体の取組をめざしています。

伊勢原市では、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「健康いせはら21（第3期）計画」を策定し、国、神奈川県の計画を踏まえ、健康づくりに取り組んできました。

令和5年度で計画期間が終了するため、現状と課題を整理し、「健康いせはら21（第4期）計画」を策定し、更なる健康づくりをめざします。

2 計画策定の方向性

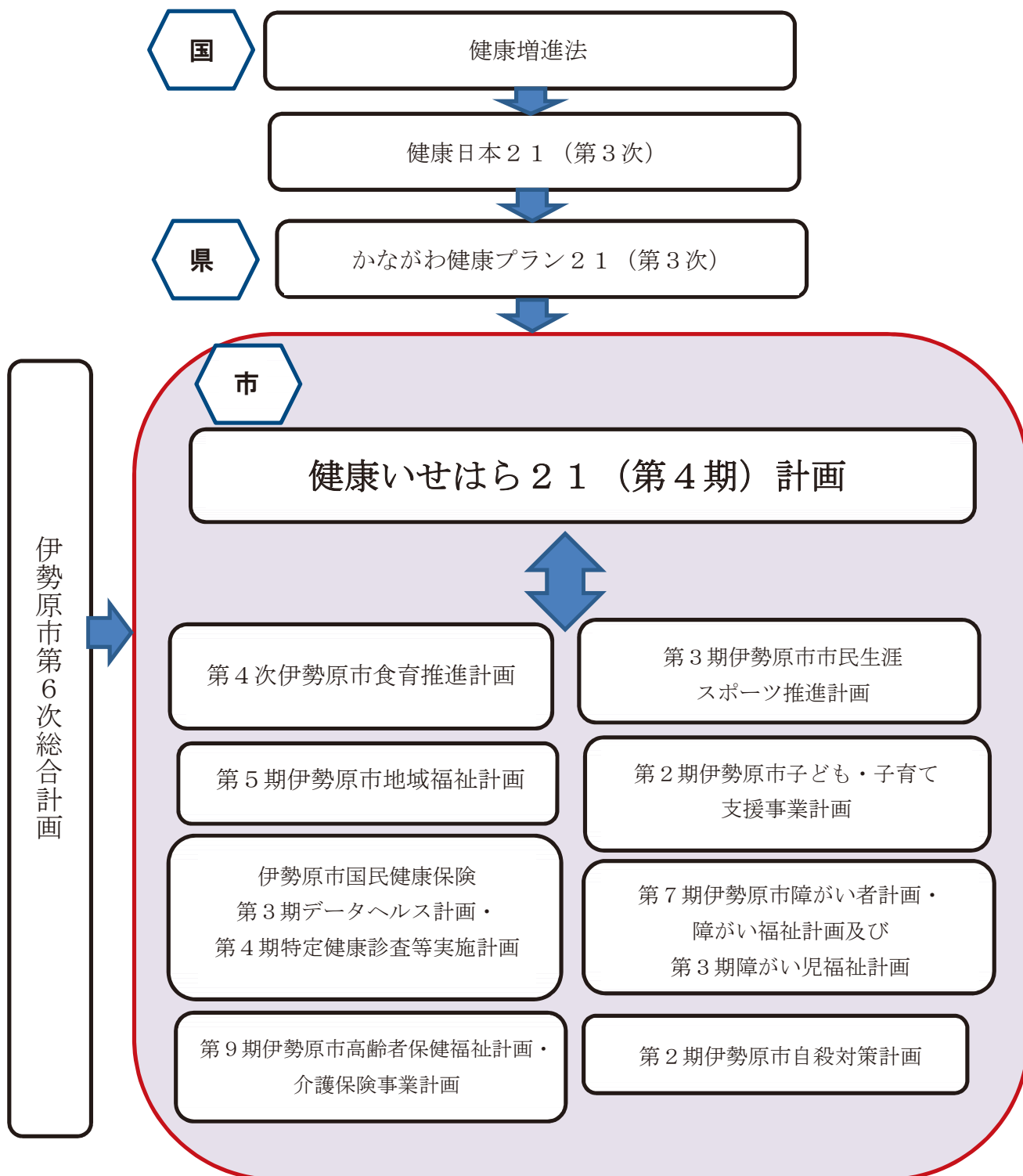
国、神奈川県の各計画を踏まえ、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指します。

個人の行動と健康状態の改善のみが健康増進につながるわけではなく、社会環境の質の向上など、無関心層も自然に健康づくりに取り組むことができ、生活習慣病の予防・重症化を防ぎ、健康寿命を延伸することにより、いつまでも元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種施策を推進します。

食生活の充実、運動による体力づくりなど、日常の生活習慣を改善して疾病を予防する「一次予防」を重視し、また特定健康診査、特定保健指導、がん検診等の健（検）診の推進等による疾病の早期発見・早期治療の「二次予防」、さらにはストレスへの対応や社会参加などの生きがいづくりなどのこころの健康面を取り入れ、多くの市民が健康づくりへの意識を高め、自ら積極的に健康づくりに取り組んでいけるよう、健康づくり事業を展開します。

3 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく市民の健康の増進に関する計画として位置づけ、策定においては、国の「健康日本21（第3次）」、神奈川県「かながわ健康プラン21（第3次）」や、「伊勢原市第6次総合計画」、「第4次伊勢原市食育推進計画」、「第3期伊勢原市市民生涯スポーツ推進計画」等と整合性を図りました。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）を初年度とし、2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	
伊勢原市	第5次総合計画					第6次総合計画・基本構想（2032年度まで）						
	健康いせはら21（第3期）計画						健康いせはら21（第4期）計画					
神奈川県	かながわ健康プラン21（第2次）						かながわ健康プラン21（第3次）（2035年度まで）					
国	健康日本21（第2次）						健康日本21（第3次）（2035年度まで）					